

皆瀬川筋漁業協同組合
内共第2号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、皆瀬川筋漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊具の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模・条件の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規模・条件
投網・刺網	網目の目合 1 cm以上 網の長さ 25m以内 網の数 1人1網

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あゆ	釣り：7月1日から10月31日まで
	網：8月15日から10月31日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
皆瀬ダム軸上流100mの区域	1月1日から12月31日まで
板戸ダム軸上流100m及び下流100mの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときはあゆ以外無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣	日券1,500円 年券8,000円
	投網・刺網	日券8,000円 年券13,000円
いわな・やまめ うぐい・かじか	手釣・竿釣	日券1,000円 年券4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 皆瀬川筋漁協組合事務所 湯沢市稲庭町字稲庭238番地1

(2) 組合が別に定め公表する遊漁券取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号から内共第25号まで (ただし、内共第13号、内共第22号を除く)

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（1年）
いわな・やまめ	手釣り・竿釣り	20,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は秋田県内水面漁業協同組合連合会の定めるものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(付則) この規則は、令和8年10月21日から施行する。